

一消費者トラブル情報一

＜あいちクリオ通信 平成28年9月号 (No. 339) ＞

**仮想通貨への投資トラブルに関する相談が増加しています！
 ～「儲かる」との誘いに御用心！20代の若者の相談が多数。～**

「すごく儲かると友人に誘われて仮想通貨の投資契約をした。クーリング・オフできないか。」「先輩に勧められ仮想通貨の運用資金100万円を借金して手渡した。返金してほしい。」といった投資や利殖をうたう仮想通貨に関する相談が多く寄せられており、こうした相談は20代の若者が半数以上を占めています。

一方、高齢者では、「複数の業者から電話があり仮想通貨を高値で買い取りたいと言われ、高額な契約をしてしまった。」という勧誘トラブルに関する相談が寄せられています。周囲の見守りによる未然防止が必要です。

トラブルに遭ったり、不審に感じたりした場合は、早めに消費生活相談窓口へ相談しましょう。

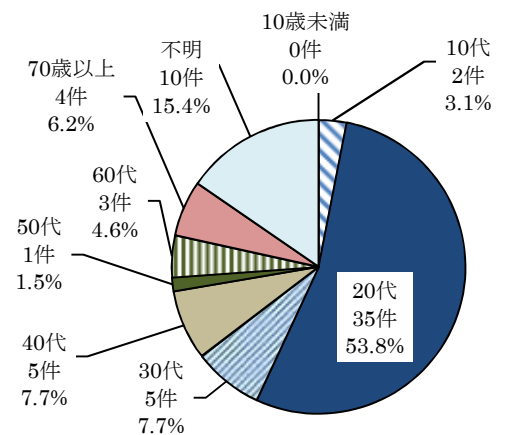
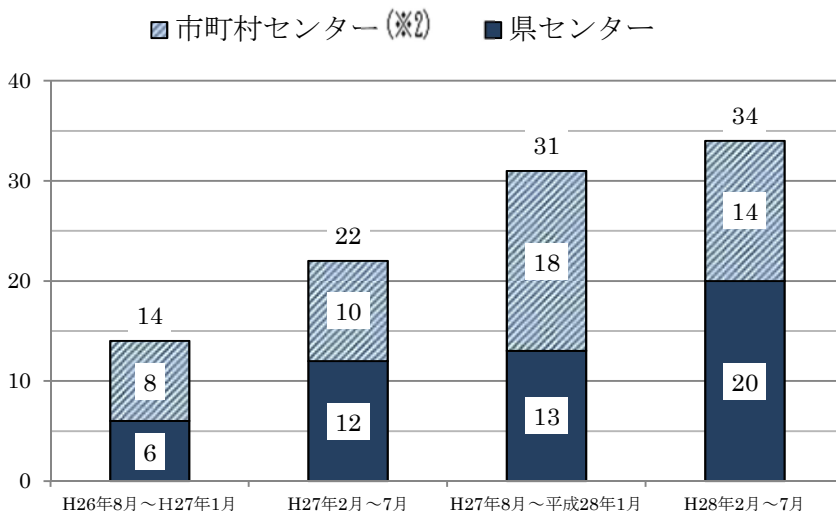
【仮想通貨とは、インターネット上のみで価値が認識される情報。改正資金決済法が平成28年5月25日に法案成立し、不特定多数間での物品購入・借受・サービス提供の決済・売買・交換に利用できる「財産的価値」と定義。】

○相談件数（※1）の推移（単位：件）

平成27年8月から平成28年7月までの1年間に寄せられた仮想通貨に関する相談件数は65件で、前年同期（36件）と比べて80.6%（29件）増加しました。年代別に見ると20代の若者が半数以上（35件、53.8%）を占めています。

【半期ごとの相談件数の推移】

【契約当事者年齢（H27年8月～H28年7月）】



※1 平成28年9月5日時点のPIO-NET（全国消費生活情報ネットワークシステム）登録件数

※2 平成28年度市町村消費生活センター

（名古屋市、岡崎市、一宮市、瀬戸市、春日井市、豊田市、安城市、西尾市、犬山市、小牧市、尾張旭市、東三河広域連合の豊橋市、豊川市、蒲郡市、田原市、新城市及び知多半田地域の半田市 全17センター）

仮想通貨に関する相談（愛知県）概要

＜愛知県におけるデータ及び最近の事例から＞

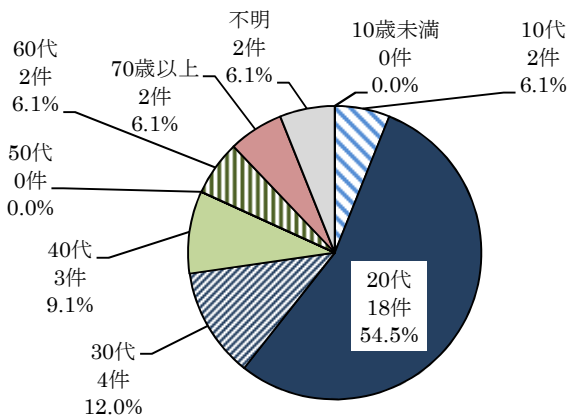
☆ 平成27年8月から平成28年7月の1年間に愛知県に寄せられた、仮想通貨に関する相談は33件で、平成26年8月から平成27年7月の18件に対して83.3%（15件）増加しています。（P.1参照）

☆ 契約当事者の年代別では、20代が18件（54.5%）で最も多く、半数以上を占めています。

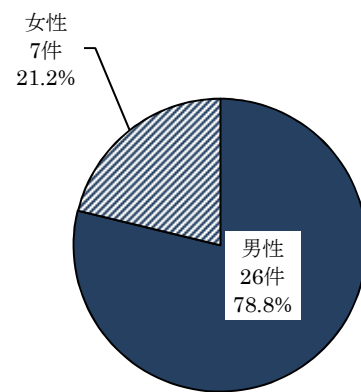
☆ 契約当事者の職業別では、給与生活者が15件（45.4%）で、次いで学生が12件（36.4%）となっています。

☆ 既支払金額の平均額は285万円で、最高額は5,000万円と高額になっています。

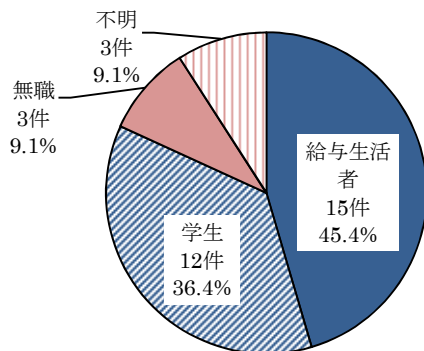
◆契約当事者年代別



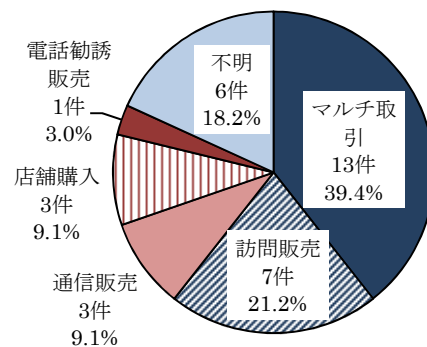
◆契約当事者性別



◆契約当事者職業別

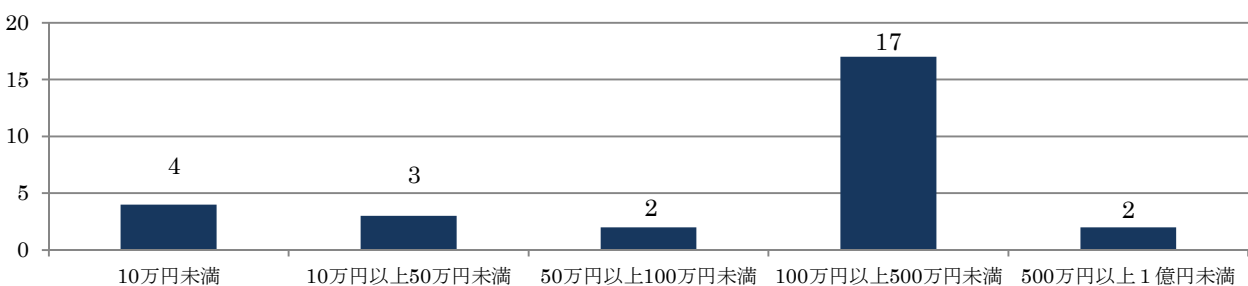


◆販売購入形態別



◆既支払金額別件数（単位：件）

＜平均額：285万円、最高額：5,000万円＞



（この他、不明5件あり）



相談事例

友人に誘われて仮想通貨の投資契約をした。クーリング・オフできないか。(相談者:20代 男性)

友人からすごく儲かる話があると誘われカフェで会ったところ、「仮想通貨はこれから流行る。100万円
で仮想通貨を買って、買う人を紹介したら30万円入ってくる。年に4回配当がもらえる。」と言われ契約し
た。消費者金融で100万円を借り、友人に手渡した。解約したいので、マルチ取引によるクーリング・オフ
できないか。平日は忙しく、分厚い契約関係書類を持って相談に行けない。

(助言) 仮想通貨をうたった詐欺的行為が疑われる。仮想通貨は商品には当たらず、有償の役務
に当たるが、契約書の記載内容等を確認しないと判断が難しく、特定商取引法の連鎖販売取
引(マルチ取引)に当たるかどうか一概には言えないことを説明した。また、「儲かる」
との断定的な判断の提供があったことをもとに、消費者契約法の取消を主張してみる方法が
考えられるが、これも裁判を試みないと分からない。早急に契約書を持参して弁護士に相
談するよう助言した。

先輩に勧められ仮想通貨の運用資金100万円を借金して手渡した。返金希望。(相談者:20代 男性)

先輩から知人を紹介され「この人は仮想通貨を開発中で、これを買うだけで何もなくても儲かる。一口
100万円から購入でき、うまくいけば来月には200万円になる。元本は保証され、利益も出るから買わないか。」
と誘われた。そんなお金はないと伝えたところ、「携帯を貸して。」と言われて先輩が消費者金融のホーム
ページから入力し、100万円借りることになった。先輩にお金を渡す際、100万円の預かり証を受け取った。
利息以上に儲かるから大丈夫と言われた。あとから不審に思い、返金してほしいと伝えると「これはクーリ
ング・オフがないから返せない。」と言われた。どうしたらいいか。

(助言) 仮想通貨をうたった詐欺的行為が疑われる。預かり証を見ると個人間の金銭やり取りに
なっており、クーリング・オフの適用はない。先輩に「運用はしない。預けたお金をすぐに
返してほしい」と主張するよう助言した。応じない場合は、警察への情報提供、弁護士への
相談を助言した。消費者金融へは返済しなければならない旨を説明した。

仮想通貨の購入申込書が届いた。同時に複数の業者から「買い取りたい」と電話があった。勧め
られるままに5千万円分の電子コインを購入した。解約・返金希望。(相談者:80代 女性)

A社のパンフレットと仮想通貨の購入申込書が入った封書が届いた。A社から電話で「電子コインは発行
枚数が決まっているので、流通が増えると価値が上がり、1円が13万円になった。」と言われ、100万円を投
資してみた。その後、複数の業者から「電子コインを買い取りたい。」と電話があった。A社からの再度電
話で「転売してもらっても構わない。」と言われ、勧められるままに合計5千万円分を購入した。その後の
業者の対応に不審な点があるので、解約・返金希望。

(助言) 劇場型の詐欺だと思われる。警察に情報提供をするとともに、業者と連絡がつくうちに
一刻も早く弁護士に相談するよう助言した。

アドバイス

●仮想通貨について次のことを理解しておきましょう

- ・仮想通貨は、取引相場の価格変動リスクを伴うため、将来必ず値上がりするというものではありません。「将来必ず値上がりする」などと説明されてもうのみにせず、価格変動リスクや元本割れリスクなどを十分に理解できなければ契約しないでください。
- ・自宅に業者が突然電話をしてきたり、訪問してきたりして、仮想通貨の購入や投資を勧められても、契約するつもりがなければはっきりと断ってください。

●早めに相談しましょう

- ・仮想通貨に関する勧誘トラブルに遭ったり、不審に感じたりした場合は、最寄りの消費生活相談窓
口へ早めに相談しましょう。

愛知県の機関をかたる不審な電話に御注意ください

「あなたの個人情報が出てきているから削除する!？」
～公的機関をかたる不審な電話に注意!～

<相談事例>

- ・「県の環境生活課」を名乗った電話が自宅にあった。「あなたの個人情報が3社に登録されているが、登録した覚えがあるか。」と聞かれた。心当たりはないと答えると、「登録を抹消します。これからお宅に伺います。」と言われたが、不審に思い電話を切った。後から県庁に確認したところ、「環境生活課」は存在しないことがわかった。
- ・「県の生活センターだ。あなたの個人情報がA社、B社及び震災関連を管轄している省庁に漏れている。知っているか。」との電話があったが、怪しいのですぐに電話を切った。

このほかにも、消費生活センターや国民生活センター等の公的機関を名乗り、「個人情報が漏れているので削除する。」といった不審な電話に関する相談が、愛知県内の消費生活センターに寄せられていますので御注意ください。

消費生活相談窓口の御案内

消費生活上のトラブルなどでお困りの際は、お早目に愛知県消費生活総合センター及び最寄りの消費生活相談室又はお住まいの市町村の消費生活相談窓口にお電話ください。

| 愛知県の消費生活センター | | | |
|---------------|---------------|----------------------------------|-------------------|
| 相談窓口名称 | 電話番号 | 相談受付時間 | |
| | | 消費生活相談窓口 | 多重債務法律相談(予約制) |
| 愛知県消費生活総合センター | (052)962-0999 | 月～金 9:00～16:30 土・日 9:00～16:00 | 火・木 13:00～16:00 |
| 尾張消費生活相談室 | (0586)71-0999 | 月～金 9:00～16:30 | 第2水 13:00～16:00 |
| 海部消費生活相談室 | (0567)24-9998 | 月～金 9:00～16:30 | — |
| 知多消費生活相談室 | (0569)23-3300 | 月～金 9:00～16:30 | — |
| 西三河消費生活相談室 | (0564)27-0999 | 月～金 9:00～16:30 | 第1・3火 13:00～16:00 |

※平成28年4月1日から東三河広域連合が消費生活相談業務を開始することに伴い、東三河消費生活相談室及び新城設楽消費生活相談室の消費生活相談業務については、平成28年3月末日をもって終了しました。

| 市町村の消費生活センター(原則、それぞれの市町村内にお住まいの方を対象としています。) | | | |
|---|---------------|---|---------------|
| 相談窓口名称 | 電話番号 | 相談窓口名称 | 電話番号 |
| ○東三河消費生活総合センター | (0532)51-2305 | ○知多半田消費生活センター (半田市、阿久比町、東浦町、南知多町、美浜町及び武豊町) | (0569)32-2444 |
| ・東三河消費生活豊川センター | (0533)89-2238 | ○春日井市消費生活センター (市民活動推進課) | (0568)85-6616 |
| ・東三河消費生活蒲郡センター | (0533)66-1204 | ○豊田消費生活センター | (0565)33-0999 |
| ・東三河消費生活田原センター | (0531)23-3818 | ○安城市消費生活センター | (0566)71-2235 |
| ・東三河消費生活新城センター | (0536)23-6260 | ○西尾市消費生活センター | (0563)65-2161 |
| ○名古屋市消費生活センター | (052)222-9671 | ○犬山市消費生活センター | (0568)61-1800 |
| ○岡崎市消費生活センター | (0564)23-6459 | ○小牧市消費生活センター | (0568)76-1119 |
| ○一宮市消費生活相談窓口 | (0586)71-2185 | ○尾張旭市消費生活センター | (0561)53-2111 |
| ○瀬戸市消費生活センター | (0561)88-2679 | | |

消費者ホットライン(最寄りの消費生活相談窓口につながります。)
188 いやや(嫌や!)